

平成 2 7 年 7 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成27年7月教育委員会定例会議

日 時 平成27年7月28日(火曜日)

午後1時30分 開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202会議室

出席委員(5名)

1番	委員 長	後藤 眞琴 君
2番	委員長職務代行	成澤 明子 君
3番	委員	留守 広行 君
4番	委員	千葉 菜穂美 君
5番	教育 長	佐々木 賢治 君

欠席委員 なし

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長 渋谷 芳和 君

教育総務課長補佐兼近代文学館長

末永 裕悦 君〔審議事項から〕

教育総務課長補佐 寒河江 克哉 君

教育総務課総務係長 高橋 博喜 君〔審議事項から〕

学校教育専門指導員 岩淵 薫 君

傍聴者 4名

議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
 - ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告

- 第 5 報告第 2 2 号 平成 2 8 年度使用教科用図書の採択結果について
 - 第 6 報告第 2 3 号 平成 2 7 年度生徒指導に関する報告（6 月分）
 - 第 7 報告第 2 4 号 平成 2 7 年度学校教育力アップに関する報告（第 2 回）
 - 第 8 報告第 2 5 号 区域外就学について
 - ・ 審議事項
 - 第 9 議案第 2 0 号 教育委員会非常勤職員の処分について
 - 第 1 0 議案第 2 1 号 美里町学校給食費に関する条例
 - 第 1 1 議案第 2 2 号 美里町近代文学館運営審議会への諮問について
 - ・ 協議事項
 - 第 1 2 美里町教育委員会の点検及び評価について
 - 第 1 3 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）
 - 第 1 4 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）
 - ・ その他
 - 第 1 5 中学校運動会の出席者について
 - 第 1 6 平成 2 7 年 8 月教育委員会定例会の開催日について
-
-

本日の会議に付した事件

議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
 - ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 報告第 2 2 号 平成 2 8 年度使用教科用図書の採択結果について
- 第 6 報告第 2 3 号 平成 2 7 年度生徒指導に関する報告（6 月分）【秘密会】
- 第 7 報告第 2 4 号 平成 2 7 年度学校教育力アップに関する報告（第 2 回）【秘密会】
- 第 8 報告第 2 5 号 区域外就学について【秘密会】
 - ・ 審議事項
- 第 9 議案第 2 0 号 教育委員会非常勤職員の処分について【秘密会】
 - ・ 協議事項〔以下、議事進行変更あり〕

第 1 0 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

・ 審議事項

第 1 1 議案第 2 1 号 美里町学校給食費に関する条例

第 1 2 議案第 2 2 号 美里町近代文学館運営審議会への諮問について

・ 協議事項

第 1 3 美里町教育委員会の点検及び評価について

第 1 4 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

・ その他

第 1 5 中学校運動会の出席者について

第 1 6 平成 2 7 年 8 月教育委員会定例会の開催日について

午後 1 時 3 0 分 開会

委員長（後藤眞琴君） 平成27年7月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として渋谷教育次長兼教育総務課長、寒河江教育総務課長補佐、そして岩淵学校教育専門指導員が出席しております。

また、議事の内容によって説明員が追加される場合は、その都度職員を紹介いたします。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴君） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長が指名することになっておりますので、委員長から指名いたします。2 番成澤委員、3 番留守委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

日程第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴君） 日程第 2、会議録の承認に入ります。会議録については、6 月臨時会及び定例会分が事前に配付されており、各委員にはお目通しをいただいておりますが、事務局に修正等の連絡はございましたでしょうか。では、よろしく申し上げます。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、委員各位から報告があったわけではございませんが、事務局のほうで 1 点修正させていただきたい点がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6 月臨時会の会議録でございます。ページで申し上げます、16 ページの上から 7 行目でございます。その部分に、「要するに保護らなど」となっておりますが、これは調整の打ち間違いでございまして、「保護者」という「者」という漢字が入ります。

ですので、「保護らなど」の「らなど」を削りまして、保護者の「者」という漢字を 1 文字加えさせていただきたいと思ひます。その 1 点、事務局のほうで気づきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、各委員のほうからは今回の会議録については特段修正、追加等の報告はございませんでした。以上でございます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいま会議録の修正などについて説明がありましたが、それを含めて承認してよろしいで

しょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤眞琴君) それでは前回の会議録は承認されました。

日程第3 行事予定等の報告

委員長(後藤眞琴君) 次に、報告事項に入る前にお諮りいたします。

日程第6、報告第23号生徒指導に関する報告から日程第8、報告第25号区域外就学までは個人情報を含む報告事項になります。また、審議事項日程第9、議案第20号教育委員会非常勤職員の処分は人事案件です。なお、町民の方からの「小牛田小学校の諸問題について(依頼)」の件は日程第6、報告第23号の生徒指導に関する報告で協議いたしたいと思います。

いま申し上げた議事は、非公開とすべき個人情報を含みますので、秘密会扱いにすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤眞琴君) それでは、ご異議なしと認めます。よって、報告第23号から報告第25号までと、審議事項の議案第20号は秘密会といたします。

秘密会の間は傍聴者の皆様の退出をお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。報告事項日程第3、行事予定等の報告を事務局よりお願いいたします。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、事前にお配りさせていただいております美里町教育委員会行事予定表に沿って説明させていただきます。資料に沿った説明になりますので、大きな事項のみを報告させていただきます。ご了解いただきたいと思います。

[以下、資料に添った説明につき、詳細省略]

- ・ 8月1日 国際交流事業親善大使選考会(南郷庁舎)

中学生15名の選考、今年度訪問日程は10月20日から10月29日まで

- ・ 8月2日 「えきフェスみさと」ほかイベント多数

- ・ 8月5日 教職員初任者研修会(対象者:小学校4名、中学校4名)

町内教職員悉皆研修会(テーマ;「体力の向上について」)

- ・ 8月6日 第1回目教育委員会評価委員会

- ・ 8月7日~12日 中学生対象サマースクール(30名)

小学校は7月22日から7月31日まで、延べ184名への指導

- ・ 8月10日 市町村教育委員会協議会教育長部会（塩竈市）
- ・ 8月11日～14日 小中学校「日直を置かない日」
- ・ 8月13日 本小牛田地区夏祭り「ちびっ子相撲大会」
- ・ 8月18日～20日 学校再編に係る意見交換会
- ・ 8月24日 小中学校2学期始業式
9月定例議会招集告示（9月1日が初日）
- ・ 8月26日 第4回教育長連絡会
9月定例議会一般質問締め切り日
- ・ 8月29日 町内中学校運動会
- ・ 7月29日中総体東北大会出場者激励会、7月31日県主催教育懇話会

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

では、なければ行事予定表の報告を終わります。

日程第4 教育長の報告

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第4、教育長の報告をお願いします。

教育長（佐々木賢治君） きょうは大変な暑いところ、ありがとうございます。

それでは、教育長報告ということでさせていただきます。プリントに沿ってお話ししたいと思います。大きな項目で5番目まで報告させていただきます。

まず、1点目の7月の校長会定例会。裏面に抜粋して指示事項等を載せてございます。7月9日に実施されております。それについて説明申し上げます。

1番目につきましては、7月9日の時点で大きな事故・事件等もなく、大変先生方の指導の頑張りにより1学期が間もなく終了できそうですというお話をしました。その後、終業式を迎えて現在は夏休みに入っておりますが、いわゆるマスコミをにぎわすような事件・事故等、それから子どもたちのけが、病気等もなく、現在を迎えております。

2点目は、中体連関係です。東北大会、全国大会での活躍に期待したいと。後ほど結果について、報告いたします。

2番目の第1学期の反省と第2学期の取り組みについてということでお話ししましたが、各学校に教育計画という大変立派なものをそれぞれつくってございます。それに基づいて実施す

るようにと。特に（２）番目の不登校・いじめ問題への対応ということで、そこにちょっと時間をかけてお話をしました。特にいじめに関して、解決したと学校が判断しても、保護者が納得しない場合が大いにあるということを常に認識いただいで取り組んでほしいと。特に危機意識を持って生徒指導、いじめ問題に対応していただきたいということをお話ししました。

委員の皆様方も御存じのように、毎日のようにマスコミに出ております。きょうも載っておりますが、岩手県のことです。県教委のほうからも通知等々来ていますが、いじめというものは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握して迅速かつ組織的に対応することが必要であると。岩手県の例を見ますとそういうふうに書かれております。組織的に対応すると。担任だけで抱え込むことがないように、常に学校では情報と認識の共有を図るように進めてほしいと。「風通しのよい職員室」、そういった配慮を、校長を中心に学校経営をお願いしたいということをお話ししました。

それから、３番目。夏休みの生活についてです。先ほど寒河江補佐からお話がありましたが、日直を置かない日を大分前から県内一斉にそういうことをしております。ただし、これは閉庁日ではないと。役所はもちろん開いていますし、年末年始のような閉庁日とはちょっと意味が違います。先生方にゆっくりその期間に休暇等をとっていただくわけではありますが、管理職につきましては学校の管理もありますので、施設管理等、点検等はよろしくお願ひしたいということはお話ししております。

それから、プールについてですが、南郷小中学校、不動堂中学校はプールがございませんので、南郷プールを夏休み中にももちろん利用してもらいます。それで、不動堂中あるいは南郷小につきましても、スクールバスを手配して利用しやすいようにとお話ししております。なお、月曜日は、南郷プールは休みということでございます。

それから、大きな４番目の安全管理等につきましては、そこでも生徒指導、いじめも含めた生徒指導について再度お話をいたしました。特に、休み中あるいは夜間、保護者との連絡体制ですね。基本的には担任、中学校であれば部活動の顧問等がその相談の窓口となっておりますけれども、なかなか連絡がつかない。それから、いろいろな事情で担任ではなくて、管理職を介した連絡体制などもとっているところもございます。ですから、必ず誰かが連絡、特に管理職の電話番号等もきちんと連絡をして、管理職を介して担任に連絡をしたり、あるいは生徒指導担当に連絡をして保護者が相談しやすい体制をつくるようにということ、これは確認しております。

それから、安全管理の５点目です。スクールバスの利用について。学校によって乗車マナー

の悪いところもあるようです。それで、そういったことについて再チェックをお願いしたいと。

それから、大きな5点目。これは美里町立学校における教員補助員配置要綱についてであります。いま特別支援教育支援員もこの教員補助員の要綱の中に含まれておりますが、その辺の明記ですか、教員補助員と支援員の明確な仕事の内容と申しますか、その辺がはっきりされていないということの反省もこちらも踏まえて、口頭でお話ししています。

その他で(1)子ども議会の実施に向けて。これは昨年度から計画しております小学校の高学年が中心となって、11月25日の実施に向けていま計画を進めているところであります。それはその他で確認事項ということでお話をしました。

あと、中学生のヘルメット着用。これも住民の方から要望等が出ていましたが、これについても安全第一という考え方から、「美里でどうしようか」と校長会にいま呼びかけをしているところであります。

では、表にお戻りいただきます。

大きな2点目ですが、主な行事、会議等、私が出席したものであります。

6月25日、教育委員さん全員で学校再編先進地視察研修、金成小中学校に行っております。このあとは、省略させていただきます。

7日、町内教頭会。夏休みを前にしてのいろいろな連絡・指示事項をしております。

9日が先ほど申し上げました校長会。それから、10日金曜日、教育委員会臨時会を開催させていただいております。主に教科書の採択についてであります。

それから、14日、小牛田小スクールバス利用児童保護者会を実施しております。

15日、岩出山庁舎で大崎地区教科用図書採択協議会が開催されております。これについては後ほど報告申し上げます。

それから、23日、学校給食調理施設運営委員会。南郷庁舎で午後2時から行っておりますが、来年度から実施予定でいます「給食費の公会計化」に向けて審議をいただいております。

3番目は、今後の主な予定等を出してあります。

それから、4点目の28年度使用教科用図書の採択決定についてであります。報告第22号で、別項目で設けてございますので、そのときに報告させていただきたいと思っております。

5点目の中体連東北大会及び全国大会出場関係でございます。

まず、東北大会ですが、団体の部で不動堂中学校の男子剣道部、県で第2位ということ。決勝が蛇田中学校でしょうか。惜敗ということで、全国大会を逃して東北大会に、場所が福島の会津若松市です。そこで8月4、5、6日ですか、済みませんちょっとメモがなくて。

それから、個人では千葉委員さんの息子で千葉^{きりお}彬生君。個人で3位になったのですね、県大会で。

それから、小牛田中学校に相撲部がありまして、相撲個人で1年生の眞山^{ひろかず}大和君、それから3年生の工藤^{ひろき}大暉君が東北大会。なお、工藤君は全国大会にも出場予定になっております。

それから、この資料を作成してから報告が来まして間に合いませんでしたが、柔道の個人で丹野^{とも世}桃世さん。2年生の女子個人で3位ということで東北大会に出場予定になっております。

それで、あした29日。東北大会、全国大会に出場する生徒の町長への表敬訪問、あした朝9時から町長さんに紹介して激励をいただくことになっております。本来であれば結果についても報告するといいいのですが、なかなか時間がないですので、結果については内部等で連絡をしたいなというふうに思っております。

以上、教育長の報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

なければ、教育長の報告を終わります。

日程第 5 報告第 2 2 号 平成 2 8 年度使用教科用図書の採択結果について
委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第 5、報告第 22 号平成 28 年度使用教科用図書の採択結果について報告をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治君） 先ほど教育長報告の中でもタイトルだけ申し上げましたが、資料ありますね。7月15日、遅くまでかかりましたが採択協議会を開催いたしました。

結果については、この一覧にあるとおりでございます。教科ごと、出版社名は言いませんので、これをご覧いただきたいと思います。白丸が美里町の教育委員会で希望した教科書会社です。それから、黒丸が大崎地区採択協議会で決定された部分であります。それで、「美術」だけが、この会議で日本文教出版がいいのではないかと協議されましたが、採択協議会で専門委員の方々のいろいろな意見等々を参考にしながら協議会で議論しました。その結果、開隆堂出版が選択されています。

あと、細かな資料等については別にお手元にあると思います。

今後の日程でありますけれども、きょう美里の教育委員会で委員の皆さんに報告しましたということであした29日、事務局に連絡をして、そしてほかの町もほぼ同じような事務手続をとりますので、最終的に27年7月30日、あさっての午前8時30分以降に公表を行うと。ですから、

大崎地区の採択教科用図書については朝8時半。美里町としてももちろん同じようにしなくてはならないと思っております。町民へのお知らせ等につきましては、後ほど寒河江補佐のほうから説明いたしますので、一応私の方からの説明は以上です。

委員長（後藤眞琴君） 引き続き、お願いします。

教育長（佐々木賢治君） では、寒河江補佐お願いします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。

いま教育長が報告をしていた部分でございます。町民等へのお知らせでございますが、7月30日木曜日の午前10時前後になると思います。町のホームページで採択結果の内容を掲載させていただきます。それにつきましては、今回各委員様方にお示ししました資料、また美里町の臨時教育委員会でお示しした資料なども、ホームページのほうでは掲載させていただきたいと考えております。

また、町民の方々、広く一般の方々にお知らせする方法は町の広報誌でございますので、8月1日に発行されます「広報みさと」におきまして、各教科書の出版社の一覧を皆様方にお知らせしたいと考えているところでございます。なお、8月1日は土曜日でございますので、7月31日のうちに区長さんのお宅に広報は配付されます。ですので、早い方ですと7月31日に決まったことを見ることになるかもしれません。以上でございます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

では、僕からちょっと簡単に教育長さんにお伺いいたしますけれども、美術のところだけ美里町の教育委員会の採択希望教科書と違ってはいますが、これは大きな違いなどはどんなところにあったのでしょうか。

教育長（佐々木賢治君） 1市4町ありますが、3つに分かれたのです。それで、あえて町の名前は言いませんけれども、開隆堂が1町、それから日本文教が美里町ですか、もう一つ違うところもあるのですが、それぞれ考え方がありました。

それで、決定するときに当たって、教科ごとに専門委員の代表から全部説明をしてもらいます。どういう話かといいますと、その要約がここにありますが、それで専門の委員に詳しく説明をしていただき、それをもとに協議をして、「これがいいだろう」ということになりました。内容については、ここに書いてあるとおりです。よろしくお伺いいたします。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

なければ、平成28年度使用教科用図書の採択結果についての報告を終わります。

それでは、これから、先ほどご承認いただいた秘密会となりますので、傍聴者の皆様は暫時退室していただきます。協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第6 報告第23号 平成27年度生徒指導に関する報告(6月分)【秘密会】

日程第7 報告第24号 平成27年度学校教育力アップに関する報告(第2回)【秘密会】

日程第8 報告第25号 区域外就学について【秘密会】

【秘密会につき会議録の調整なし】

・審議事項

日程第9 議案第20号 教育委員会非常勤職員の処分について【秘密会】

【秘密会につき会議録の調整なし】

・秘密会開始 午後 2時

・秘密会終了 午後 3時55分

休憩開始 午後 3時55分

〔休憩中に、傍聴者から協議事項「美里町学校教育環境整備方針について」を先に議事として進めてほしいとの意見あり。委員長からの提案により、議事日程を変更する〕

休憩終了 午後 4時25分

・〔説明員の追加として、末永裕悦教育総務課長補佐兼近代文学館長及び高橋博喜教育総務課総務係長が入室〕

・〔傍聴者3名再入室〕

協議事項 日程第10 美里町学校教育環境整備方針について(継続協議)

委員長(後藤眞琴君) 審議事項の日程第10、議案第21号美里町学校給食費に関する条例以下、審議や協議をすることになっていたのですけれども、協議事項の日程第14「美里町学校教育環境整備方針について」を、これから先に協議していきたいと思います。

その後、審議事項2件、協議事項の日程第12という序に協議していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第14の美里町学校教育環境整備方針について協議したいと思います。

本件は継続協議事項として、これまで協議の中で相互理解を深めてきましたが、事務局より

追加の説明などありますか。ありましたら、お願いします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、よろしいですか、委員長。すいませんが、予期していなかったので、心の準備ができておりませんでした。

本日、新たに皆様方にお配りした資料がございます。「美里町学校再編ビジョン骨子（案）」というものでございます。A4版の1枚物になっておりますが、ありますでしょうか、よろしいでしょうか。

表面が小学校となっております、裏面に中学校となっているものでございます。

（「資料がない」と言う声あり）

教育長（佐々木賢治君） 委員長さん、進行お願いします。

委員長（後藤眞琴君） では、お願いします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいですか。資料がない方がいらっしゃる中で進めてよろしいでしょうか。

（「大丈夫です」の声あり）

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では、資料を説明させていただきたいと思います。

これまで継続審議の中で、学校のあり方について皆様方に毎回審議いただいているところでございます。先月の教育委員会臨時会でも決めたとおり、8月中旬以降に地域住民の方々との意見交換会を開催させていただきたいということでご了解いただいております。

8月1日の広報で住民の方にもお知らせしますが、8月18日、19日、20日、いずれも夜の7時から大体8時半ぐらいまでの間ですが、駅東地域交流センター、中央コミュニティセンター、南郷庁舎を会場にして行う予定でございます。住民の方々との意見交換会といいましても、教育委員会として素案を持っていなければ住民の方々とお話する内容がなかなか進まないかと思っております。

でありますので、教育委員会の中でこれまで骨子とするようなものもなかったものでしたので、今回改めまして骨子の案というものをつくらせていただきました。

これは、7月の臨時教育委員会の際に口頭で申し上げたものを文書化したものでございます。これを一つのたたき台としていただきまして、今日はいろいろと協議をさせていただきたいと思っております。

なお、今日だけではこの協議は終わらないのかなというようなことで、事務局及び委員長は考えておりました。ですので、8月になってから一度、お盆前で申しわけございませんが、教育委員会の委員さん方の独自の勉強会というようなものも持っていたらありがたいかと

いうことも、今日の協議の最後のほうではお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、再編ビジョンの骨子の案について、すいませんが資料を読みながら説明したいと思っております。

なお、この骨子案につきましては、平成26年3月に美里町学校教育環境審議会からいただきました答申を踏まえて文章化したつもりでありますので、それも含めて見ていただきたいと思います。

なお、答申書の写しにつきましては、本日手元がないという方もいらっしゃると思いますので、先ほどお渡ししている次第でございます。

ではまず、小学校のほうから申し上げます。

これは、大前提として最初に書いておりました。美里町の学級編制は、国・県に先んじ、全学年において35人学級を標準とする。これについては、6月25日、栗原市を訪問させていただきました。金成小中学校を視察地とした先進地視察を実施させていただいております。その中で、栗原市でいま現在行っている35人学級というのが望ましいと、やはり美里町でも考えてもよろしいのではないかといいことを前提としたものでございます。

御存じのとおりいま現在国の施策では小学校1年生は35人学級を実施しております。宮城県の施策の中で小学校2年生、中学校1年生は35人学級としております。それ以外の部分を美里町独自で35人学級にするというようなものを打ち立てたほうがよろしいのではないかといいことで、大前提として書かせていただきました。

次の黒丸でございます。小学校の望ましい規模は普通学級12学級以上とする。これは、この教育委員会で学校のあり方を考えた際に、最低でもクラス替えができるような学校は欲しいですねといったことが根底となっております。小学校6学年で複数学級ですので、12学級というものでございます。ですので、美里町の望ましい学校の規模については12学級以上とするというのを2番目に置かせていただきました。

それで、この2つが前に来て、3番目にこれが来るのもおかしいのですが、それでは学校の再編、あり方を考える際の基準はどうしたらいいかということですが、このような文章でまとめています。

来年度、平成28年度以降において、全学年単学級編制となり児童生徒数の増加が見込めない小学校を再編対象とする、ということでございます。現在のケースで申し上げますと、美里町内で全ての学年で複数学級があるのは不動堂小学校のみです。その他の小学校においては、全

での学年が単学級、もしくは1年から6年のうちのある特定の学年だけが2学級ということですので。平成28年度からの見込みで申し上げますと、不動堂小学校と南郷小学校以外の小学校は全て単学級になる見込みでございます。

そういった中で、再編ビジョンの中での対象となる小学校は、申し上げましたとおり全学年単学級編制となるという小学校にしたいというのがこの骨子案の3つ目に書いてあることでございます。

それで、4つ目でございます。これについては環境審議会のほうで長寿命化政策等の提案を受けておりましたので、それを受けたものです。校舎等の新設を極力控え、現状施設の大規模改修を施すなど、施設の有効活用及び長寿命化に努めるということでございます。これは栗原市に視察に行った際もそうでございますが、栗原市の再編において新たに建てた学校は金成小中学校のみでございました。それ以外の学校につきましては大規模改造、もしくは改修、増築などを行った上で学校再編をしているというような事例も私たちは見てきました。

先ほど言った環境審議会からの答申、あとは先進地である栗原市の現状なども踏まえて、美里町でもこのようなことができないかということの一つの提案でございます。

次です。再編により通学支援が必要となる場合は、スクールバスを運行する。基準となる通学距離は2キロメートル以上とするということです。これにつきましては、学校の通学エリアが広くなれば、当然それに対する通学支援というのが必要になってくると思います。しかし、美里町においては、今現在も通学距離2キロメートル以上につきましては通学バス、スクールバスを運行している状態でございます。再編、あとは学校の統廃合を行った際に、今ある基準を引き上げるということはなかなかできないかと思われまして、ですので、2キロメートル以上の通学距離は通学バスとするということを、ここで挙げさせていただいております。

次です。小学校の部分でこれが適切かどうかわかりませんが、平成28年度から32年度までを第1期とし、主に小学校の再編に取り組むとしております。これは裏ページを見ていただきます。飛んでしまって申しわけないですけれども、中学校の再編は第2期とするというものの裏返しでございます。最初に小学校の再編に取り組んだらどうでしょうかというような素案でございます。

最後でございます。これが栗原市から学んだ大きな教訓でございますが、再編ビジョンなるものは地域の方々への提案でありまして、最終的な不変な計画ではないということでございます。あくまでも教育委員会としましては、このような案があるのではないかということに基づきまして、各地域の方々との懇談を進めていきたいと考えております。個別の再編ごとに保護者

や地域住民の方々と懇談や説明会などを行い、合意が得られた段階から計画を進める。ですから、ビジョンはあくまでも一つの構想でございます。ですので、構想を進める上で基本計画、実施計画と進んでいくわけでございますが、その基本計画、実施計画はこれからも変わる可能性があるといったスタンスで、これからは進めていくべきではないかと考えているところでございます。

あと、下には具体的な再編ビジョンというふうなことで、小牛田中学校区、不動堂中学校区、南郷中学校区とあるのですが、これは一つの案でございます。一番誰もが頭に浮かぶ中学校区ごとの再編というものを前提にして書かせてもらったものでございますので、これは説明から省略させていただきたいと思えます。

裏ページになります。中学校のことを主に書いてあります。小学校と重複する部分がありますので、その部分は読み上げだけにさせていただきます。

美里町の学級編制は国・県に先んじ、全学年において35人学級を標準とするということです。これについては、先ほども言ったとおり、中学校1年生につきましてはもう既に宮城県での施策が実現しておりますので、2年生、3年生において美里町で独自ですというものとなります。

次に、中学校の望ましい規模でございます。これは普通学級9学級以上とするとしております。中学校は3年間でございますので、1学年3学級ということになります。これにつきましては、環境審議会などでもいろいろ審議されておりますが、中学校の先生方は教科担任制でございます。教科担任である専門の教科を担当する先生が複数配置できるのが、9学級以上の学校だと一般的に言われております。ですので、学校の先生方の配置も考えた上で1学年3学級以上とするというような骨子案を出させていただいております。

3つ目でございます。いま言いました9学級を理想としますが、現状においては望ましい規模の中学校はこの美里町では存在しません。全ての学校が9学級にはなりません。ということは、今ある3つの中学校全てが再編の対象になるといった考え方で、この骨子は書いてあります。

その次でございます。ただし、中学校の再編につきましては、いろいろな諸問題もあります。というのは、ことし2月に行った保護者アンケートでございます。小学校においては大体45%から50%近い方が再編もやむを得ないのではないかなというような答えを出していただいておりますが、中学校においては約8割以上の保護者の方が、「再編はまだ早い、再編はすべきでない」という意見がアンケートからも寄せられております。残り2割の方々も再編に対して全て

賛成というわけではございません。そういった意識の転換から図るとなりますと、中学校の再編に当たるまでは、相当の時間が必要ではないかと考えております。

ですので、再編するまでの間、施設の老朽化が進行している学校においては、必要な施設維持整備体制を整え、生徒の学校生活に支障を来さないように努めるとともに、これは前ページの部分とかぶってきますが、再編された小学校の空き校舎を改修して使用するなど、現有の施設の有効活用に努めたらいいのではないかとということです。

端的に申し上げますとこういふことでございます。小牛田地域の小牛田小学校、中埴小学校、北浦小学校が再編されると仮定します。3校が1つになるわけですので、2つの小学校の校舎が必要なくなります。その必要なくなった校舎を、中学校を再編するまでの間、改修して中学校の校舎として使ったらいいのではないかといたようなことを、ここに書かせていただいております。

その次の黒丸でございますが、これはまた相反する考えでございます。再編によりまして、中学校の建物の新設が必要な場合については、その設置場所の選定から始まりまして地域の住民の方々との意思の疎通を図ることが大切であると考えます。美里町は御存じのとおり古川、大崎市境から東松島市境まで細長い町でございます。その細長い町のどこに新しい中学校の建物を建てたらいいのかなどは、これはやはり行政だけでは決められないものがあるかと思えます。そういった地域の住民の方々やいろいろな意見を聞きながら取り組むことが必要であるということを骨子案の中に入れていただいております。

あと、今現在中学校の通学に関しては、スクールバスは運行しておりません。しかし、やはり今言ったように細長い町で再編する中学校となりますと、当然通学支援が必要となってくる地域もあるかと思えます。そういった場合については、スクールバスの運行も考えなければいけないのではないかといたことを骨子案で書いてあります。

その次でございます。先ほど小学校の再編計画を第1期とすると言いましたが、その継続でございます。平成33年度から平成37年度までを第2期とし、主に中学校の再編に取り組んではどうかということでございます。しかし以降は、これは状況が変わればということでございます。保護者や地域住民の意見により計画を前倒したほうがよろしいのではないかといた意見が大きくなれば、それも町としても考慮すべきではないかといたことでございます。

これについては、6月に行った栗原市の若柳地区の再編の説明を栗原市の教育委員会からいただきました。栗原市若柳地区は5つの小学校があって、それを再編しようと考えていたのですが、行政側で動く前に住民の方々から旧若柳町内で1つになったらいいのではないかといたこ

とで、住民の方から自発的にそういった機運が盛り上がったといったことの説明を受けたと思います。それを受けたことによりまして、美里町でもそういった機運が高まれば、町、教育委員会側では後期計画としていたものも前期計画への前倒しもあり得るのではないかとということで書かせていただいております。

最後の項目でございますが、これは小学校と同じでございます。このビジョン、構想については不変な計画ではございません。その都度、懇談や説明を行いながら進めていきたいということをお骨子案の中で書いてあります。

あと、下にある再編ビジョンへの提言については、これも一つの案というか例として掲げたものですので、説明は省かせていただきたいと思っております。

こういった骨子案につきまして、いろいろと教育委員の皆様方の意見をいただきながら、8月の中旬に行う住民の方々との意見交換会に臨みたいと考えております。以上でございます。委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

いま寒河江補佐からいろいろな説明をしていただきましたけれども、学校教育環境審議会から受けた答申書というものの、これは何度も、僕たちは配っていただきまして、皆さんそれぞれお読みになって、この審議会の答申を尊重せざるを得ないなという考えでは、教育委員会としては一致しているかと思っておりますけれども、きょう改めてここで一つずつ検討するに当たって、この環境審議会の答申書を参考にしながら、いろいろ意見を述べていただければありがたいと思います。では、よろしく申し上げます。

それでは意見のほうは、フリートキングにしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。2番委員（成澤明子君） では、一つ。骨子案の黒丸、小学校のところですがけれども、小学校の一番下です。「再編ビジョンは地域への提案であり、不変な計画ではない」というところは、大事にしたいと思っております。

今日の午前中、皆さんからのアンケートをもう一度見てみたのですがけれども、アンケートの設問6で「これまでお答えいただいた内容を含めて、将来の美里町の小学校はどのようになるのが望ましいと考えますか」という設問があるのでありますが、小学校の保護者の皆さん、それから中学校の保護者の皆さん、幼稚園の保護者の皆さん、全ての方が答えているのですが、どの答えも、現在の小学校を維持するというのと、現在の中学校区ごとに小学校を再編するというものと、選んだ数が伯仲しています。

例えば、小学校の場合は383、304、それから中学校の場合は164、151、幼稚園は147、157という感じで、保護者の皆さんは本当にどちらにしようかと、半分半分のお考えだというのがこ

こちらから読み取れると思いますので、こうやっているいろいろ提案していったら、あるいはもしかしたらもっといい方法が出てくることも期待しつつ、最後の「再編ビジョンは地域への提案であり、不変な計画ではない」ということは尊重したいと思いました、以上です。

委員長（後藤眞琴君） 今の件ですけれども、これは最終的な提案ではありませんので、地域の皆さんの意見をよく聞いた上で、この提案したものが認められないとなった場合には、改めて教育委員会で検討するということを前提にして、「再編はやむを得ないのだ」と、「再編せざるを得ないのだ」という考えに従って、その提案するものを考えていきたいと思いますということには、前回そういうところで教育委員会の意見として感じたと思いますので、それを踏まえてこの再編ビジョンの骨子をつくっていただいたというようなことでありますので、これに沿った形で一応「こういうふうにしたらいいいのでないか」、「ああいうふうにしたらいいいのでないか」ということを、フリートーキングで進めていただきたいと思いますので、よろしくお願います。

2番委員（成澤明子君） この骨子案は住民の意見交換会のときに、これをお渡しするのですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それも含めて、今後の協議を進めていきたいと思えます。

いま事務局で考えてある資料としましては、やはり保護者の方々からいただいたアンケート結果、これはやはり住民の方にも示すべきだろうと。保護者の方につきましては1学期末までに各学校を通じまして、配布していただいておりますが、住民の方に対してはまだお示ししておりませんので、アンケート結果、これをお示ししたいと。

あとは、環境審議会からいただいた答申書。これについてもホームページなどではお知らせしておりますけれども、改めて説明会のときには資料として配付できるのではないかと。また、環境審議会の際にいろいろとお出しした資料の中からピックアップして出すということも考えております。

ですので、今日はそこまで行かないかもしれませんが、先ほど言った自前の勉強会などを通じまして、住民の方々に示す資料の内容、数なども詰めていきたいと考えております。

委員長（後藤眞琴君） はい、教育長。

教育長（佐々木賢治君） 住民の方々と意見交換会を今度やるのですが、今後何回か必要になると思いますので、そのときに教育委員会としての方針をきちんと持っていないと、何のためにやるのですかということ。その部分をやっぱり我々教育委員はきちんと認識をしておかないと話が進まないのかなと思います。

それで今、寒河江補佐から一応骨子案の案という形で示させていただきましたが、いわゆる35人学級。この間の保護者の方のアンケートの中で、統合することによって1学級が40人になると。現在、定数40人ですね。ただ、小学校1・2年については35人、中1については35人。県のいろいろな配慮等々があって。

それで、40人に限りなく近くなると、再編したために。その場合は町として35人学級にしたいのだと。これはやはり町長部局との協議は必要です、お金がかかるものですから。当然これはそういったことを視野に入れて、小中とも35人学級。小学校については3年生以上です。数字を拾いますと、さほどないのですけれども。また、中学校がちょっと難しいのですが、教科担任になりますので。それが1点目です。

それから、2点目は、これは小中関係しますが、全て新しいものをつくるのではなくて、ある施設、あるものの有効活用、そういった考え方で再編を進めたいと。

それから、3つ目は第1期、28年度から32年度、こちらは小学校。そして、第2期は中学校。当然これは少子化がもう目に見えておりますので、そのときになってさあどうしようかでは、やはり見通しのない教育委員会と言われると。ですから、その見通しを持って教育委員会としてはやっていきますと、そういった方針です。その辺がやはり私は大変重視しなくてはいけないのかなと思います。もちろん教育委員会としてはいろいろな資料は準備します。あと、方向は住民の方々、保護者の方々に決めていただいて、いろいろな資料をこちらで準備して、考えてもらうのは保護者や住民の方々。こういった方針をとりあえず示して、そういったやり方。

「こういうふうにしたいのです」がと、提案ではやはり私はいけないと思うのです。それはずっと後の話で、もちろん統廃合についてはやはり意見、いろいろな意見をいただいて方向性を決めていただく。そういった考え方で私自身、事務局で話し合いをしております。

委員長（後藤眞琴君） 教育委員会としては、再編はやむを得ないのだということで住民に提案をします。それで、再編でやむを得ないときには、どういう再編をしたらいいのかということで、いま教育長さんが3点挙げたということ。そういうことを絞りながら詰めていくというような話し合いをしていって、先ほども述べましたが、繰り返しになりますけれども、それが住民の大多数から受け入れられない場合には、改めて考えていくのだというようなことで、考えていきたいと思えます。

それで、まず第1の美里町の学級編制は、これは35人学級を標準とする。これは、答申にはないことなのですね。それから、答申にはないけれども、答申をできるだけ尊重しましょうということやっていくのですけれども、これは35人学級とってすることは、再編に当たって

今の状況から悪くなるような再編をしたら、子どもたちにとってだめなだと。だから35人学級でいったらどうかという一つの提案。

それから、12学級以上とすると。この場合も、例えば、そんなことは考えられないかとは思いますが、大幅に学級数が増えるようなことは避けると。そういうところも考えておいた方がいいのではないかと、それから、あとは通学距離とかも。12学級というもの、これは答申案を尊重したものです。それから、この前段で単学級編制となるようなことは避けましょうというの、これも答申案を尊重した考え方ですね。

それから、2キロメートル。

それから、具体的な再編ビジョンの提案にあるところでは、小牛田中学校区、不動堂中学校区、南郷中学校区と、こういうふうに今、一つの案として提案されていますけれども、これも答申案に沿って学区制を今、そのまま認めていったらどうなのかというようなものを、答申を尊重しているかと思えます。そういうことを踏まえて、いろいろ自由にお話ししていただければありがたいところです。

僕は再編するに当たって、「基礎学力の向上」というものをまず考えていく必要があるのではないかと、そのためには学科目ごとの成熟度別の少人数教育を徹底してやると。

そのためにはやはり教員の人員配置が必要だろうと思えますので、35人学級と習熟度別の科目ごと。これを徹底して子どもたちにちゃんとした基礎学力をつけてもらうということも、再編に当たっては基本的なものとして打ち出しておいてもいいのではないかと考えています。

どうぞ。

2番委員（成澤明子君） 35人学級というのはすごいことだと思います。皆さんのアンケートを見ると、やっぱりたくさんの人たちが35人以上というか40人とかになる不安をすごく語っていますね。

だから35人というのは、これはすごく画期的なことといえますか、もっと少なくとも言っていますけれども、すごいことではないかなと思いますので、ここはいいと思います。

教育長（佐々木賢治君） ですから、ある学校と学校が一緒になって、20人と25人が一緒になると45人ですね。そうすると23人と22人の2学級。35人を考えなくていいのです。

ところが、なかなかそうはいかない。ある学校とある学校が一緒になったら78名だったとします。39名と39名。これが35人学級になると3学級になると。それから、例えば38人だと19人の19人、2学級ですね。学級が複数になると社会性、切磋琢磨もさることながら、この前委員長が言われた学習形態、いろいろな形態を導入することができます。少人数指導もさることな

がら、習熟度別学習も、「基礎基本グループ」、それから「応用グループ」、そういうことも編制可能になりますし、年度途中でそれを変えることも、もう既に中学校などはやっていますけれども、いろいろな授業形態ですね。

それが15人ぐらいしかいないと、極端には2つに分けてやるとすごいいいかもしれませんが、果たしてどうなのか。スタッフがそんなにいませんので、15人では教師が1人ですから。それで習熟度別といったって不可能です。1年・2年が一緒になってやるならいいけれども、それはちょっとルール違反ですので。複式学級は何人からと決まっております。

委員長（後藤眞琴君） 具体的には、例えば15人というようなのも習熟度別に2つに分ける、3つに分けてやるようなものを、財政的に保障してもらおうような再編をするのですということろでない、現状のままやる場合、ちょっと再編の意味が薄れるのではないかと。

教育長（佐々木賢治君） 先ほど申し上げましたように、いま現時点の教育委員会での大きな方向、方針を示していただいて、あとはどんどん具体化していけば、総合教育会議の大きな話題に持っていけるとおもいます、お金の面などはそこで。

委員長（後藤眞琴君） ほかに、こういうことを基本的な考え方として入れておいたらどうかということは。どうぞ。

2番委員（成澤明子君） 小学校の一番下、南郷中学校区の上の部分はいいのですけれども。「南郷中学校との施設分離型小中一貫教育校を目指す」というのは、言葉が強過ぎるのではないかと。まだ語らないでもいいのかなと。

栗原の場合も私たちは見てきましたけれども、直接に先生方とか子どもたちの話は聞けなかったわけで、まだ1年か2年というところなので、海のものとも山のものともつかないような印象を受けてきました。ここは書かなくてもいいか、またはもう少し言葉をやわらかくても、何か「目指す」というとそこに向かっていくような気がします。

委員長（後藤眞琴君） その辺のところはもうちょっとみんなで考えていったらいいかと思えますね。金成もまだ2年目ですよね、小中一貫校。だから、いい面、悪い面、どういうものか。

インターネットなんかで見ると、小中一貫校をやって、一旦金成みたいにやっていて、具合が悪くて区切っているところもあるみたいなのですね。ここから先は行くなと。

そういう学校も小中一貫校の中にはあるのだということで、その辺のところも話し合っておきたい。

教育長（佐々木賢治君） いま成澤委員さんが言われたことなのですが、答申書の3ページをちょっとご覧いただきたいとおもいます。その4)に出ていますが、そういう表現になるのかな

ざいます。

委員長（後藤眞琴君） 事務局で、勉強会をしてきょう話し合ったことをもっともっと詰めていきましょうと。その前にもし何か意見がありましたら事務局のほうに連絡をしてください。

その勉強会については、8月6日ではどうですかと。

4番委員（千葉菜穂美君） すいませんが、息子の東北大会についていくので。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 4日から6日まで、剣道大会で福島のほうに行かれるものなので。

委員長（後藤眞琴君） 4日から6日ですか。では、7日でもよろしいですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 7日でもよろしいですが、きょう初めに行事予定表の説明をした中では、7日はサマースクールが入っています。

委員長（後藤眞琴君） 大丈夫ですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 日程は委員さん方のご都合であって、私が申し上げるのはあくまでも事務局のほうの都合です。委員さん方のほうがよろしいのであれば、問題ありません。

委員長（後藤眞琴君） では、8月7日だったらいいですか。

（「いいです」の声あり）

では、8月7日午後ですか、午前ですか。午後1時半からで。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） このことだけ1点に絞れば、3時間あれば大丈夫かなと思います。

委員長（後藤眞琴君） では、午後1時半から南郷庁舎でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、そのように。そこまでにいっぱい僕たちは勉強してきて、住民との意見交換会に備えていきたいと思います。

この件につきましては、そういうふうにいたしたいと思います。

〔傍聴者より「8月7日の勉強会には我々町民は入れないのですか」の声あり〕

委員長（後藤眞琴君） ちょっと休憩します。

午後 5時20分 休憩

〔教育委員の自主的な勉強会であり、正式な会議でないため、傍聴なしと説明する〕

・【傍聴者2名退席】

午後 5時22分 再開

審議事項 日程第11 議案第21号 美里町学校給食費に関する条例

委員長（後藤眞琴君） 引き続き会議を再開します。日程第11、議案第21号美里町学校給食費に関する条例について、に入りたいと思います。では、事務局のほうから説明をお願いします。教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、美里町学校給食費に関する条例について説明をさせていただきます。

美里町学校給食費に関する条例につきましては、5月定例会議において学校給食費の公会計化についてご協議をいただきました。また、6月19日の臨時会議でパブリックコメントの実施について報告をさせていただきました。この条例は、町内の小学校、中学校、そして幼稚園の給食費の集金などの取り扱いは、これまで各学校単位で行ってまいりました。

これまで教育委員会の中で説明しているように、これは多くの課題もあることから、また学校給食事業は公的施設の管理運営の一つであり、給食費は町の歳入歳出として取り扱うことということから、美里町学校給食費に関する条例を制定するものであります。

6月19日から7月21日までの33日間、パブリックコメントを実施してまいりました。この条例案に対する町民からの意見はございませんでした。

それでは、条例案について説明させていただきます。お手元にあります条例案の説明資料に基づきまして、説明させていただきます。

第1条の趣旨につきましては、この条例を定める理由を規定したものであります。

第2条の学校給食の実施ということ、本条は学校給食の実施の対象を定めたものであります。学校給食の実施対象は、町内の6小学校と3中学校の生徒及び職員です。それで、幼稚園3園につきましては、なんごう幼稚園については完全給食となっておりますが、小牛田地域の2園につきましてはミルク給食ですが、給食は実施しているということでこのような表現となっております。

第3条の給食費の徴収になります。これにつきましては、学校給食費の徴収について定めたものであります。給食費を負担するのは保護者などと職員であり、町長がその保護者及び職員から給食費を徴収するということを規定しております。

第2項においては、保護者等及び職員が負担する経費について定めております。これにつきましては、学校給食法によりまして、設置者、町は給与その他人件費、そして学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費を負担することになっておりますので、この部分については学校給食に要する食材費ということになります。

第3項の給食費の額について定めております。給食費の額は年額としております。これにつきましては、現在南郷地域と小牛田地域の小中学校では単価が違っております。その両地域の高いほうの単価に、最大で200日分と計算してこの年額を定めております。なお、1食単価につきましては、規則で定めることといたします。

第4項につきましては、これは保護者を対象とした試食会や学校行事等での指導者に給食を提供した場合を想定したものであります。

第4条の給食費の納付であります。これについては、第4条については給食費の納付について定めたものです。ただ、納付する期日につきましては、これは規則で定めるということになっております。これは条例制定後に教育委員会で規則を審議いただきながら、定めることとなります。

第2項につきましては、これは当たり前のことです。給食の提供を受けた場合については、当然給食費を納付しなければならないということになります。

第5条については、給食費の減額について定めたものであります。

第6条の委任については、この条例に定めるもののほか、必要なものに対しては規則で定めるということとなります。

それから、附則につきましては、施行期日につきましては、来年4月1日から施行することとなります。経過措置につきましては、条例施行日前の納付期限の到来した給食費については、当然従前の例ということになります。

それから、最後の附則の3項の部分です。これは「美里町学校給食調理施設条例」がございまして、これの第1条で設置という形で美里町立小学校及び中学校の給食のためということで、ここの部分に幼稚園が欠落しているということで、附則によりまして、学校給食調理施設条例の第1条を改めるものであります。

この条例につきましては、今後庁議を経て、9月議会に提案してまいりたいというふうに考えています。よろしく審議をお願いしたいと思います。以上であります。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に、質疑などございますでしょうか、どうぞ。

2番委員（成澤明子君） 幼稚園3園の中では、完全給食の幼稚園とミルク給食の幼稚園があるのですよね。そうしたら、別表第3条関係の幼稚園の幼児の保護者及び職員の年額というところは、これで大丈夫なのですか、4万7,000円で。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） その部分ですが、これは当然今おっしゃるとおり小

牛田地域の幼稚園については完全給食ではなくてミルク給食という形をとっております。この別表につきましては、限度額になりますのでこの金額で差し支えないというふうに考えております。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。今の補足でございます。いま現在、幼稚園の完全給食1食当たりの単価は235円でございます。235円掛ける200食で4万7,000円という数字が出てきております。ですので、200食丸々出した際の限度額ということでお考えいただきたいと思っております。

2番委員（成澤明子君） ミルク給食については書いていないということですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 規則のほうでは、ミルク給食は現在の単価は47円となっておりますが、これは毎年単価が変動するものでございますので、変動のたびに規則のほうの改正が必要になってくると考えております。

委員長（後藤眞琴君） これが最高限度額だということですね。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） そうですね、限度額です。これ以内ということになります。単価については、規則で定めるといふふうになります。

委員長（後藤眞琴君） ほか、何かございますでしょうか。

これは、給食費が口座振り込みになりましたら、振込代金はどこから出るのですか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 今まで、小牛田地域の学校は私会計という形で、当然その振込料については保護者の負担というふうになっておりましたが、公会計化にすることによって、その保護者の負担はなくなるということになります。

委員長（後藤眞琴君） ほかに何かございますか。なければ質疑を終了します。

それでは、討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

それでは、採決に入ります。議案第21条美里町学校給食費に関する条例について、賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

委員長（後藤眞琴君） 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。ありがとうございます。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

・【傍聴者1名退席】

審議事項 日程第12 議案第22号 美里町近代文学館運営審議会への諮問について
委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第12、議案第22号美里町近代文学館運営審議会への諮問についてを審議します。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐兼近代文学館長（末永裕悦君） 議案第22号美里町近代文学館運営審議会への諮問について、ご説明申し上げます。

前回の教育委員会で、近代文学館のあり方について説明申し上げました。現状を含めまして今後のあり方を説明申し上げたわけでございますけれども、その中で詳しい内容については運営審議会のほうに諮問したらいいのではないかという声がありましたので、それに従いまして今回運営審議会への諮問について、お諮りいたしたいと思います。

諮問書は案ですけれども、裏面にございますが、諮問内容につきましては、（1）これからの近代文学館のあり方について、（2）図書館の運営形態と来館者を含む町民へのサービスのあり方について、諮問したいと思っております。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

委員長（後藤眞琴君） ただいまの説明に質疑などございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

では、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

それでは、採決に入ります。議案第22号美里町近代文学館運営審議会への諮問について、賛成する委員は挙手をお願いします。

（委員の挙手）

委員長（後藤眞琴君） 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。ありがとうございます。

教育長（佐々木賢治君） 委員長、ちょっと休憩をお願いします。

委員長（後藤眞琴君） では、休憩とします。

午後 5時35分 休憩

午後 5時37分 再開

協議事項 日程第13 美里町教育委員会の点検及び評価について

委員長（後藤眞琴君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

では、次に協議事項に入ります。日程第13、美里町教育委員会の点検及び評価について、協議内容の説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、委員長。それでは、美里町教育委員会の点検及び評価について、ご説明申し上げます。

評価報告書をお手元に配付しておりますが、その1ページをお開きいただきたいと思います。

この教育委員会の点検及び評価につきましては、平成20年4月、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成して、これを議会に提出し、そして公表することが義務化されております。

1ページには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を載せております。評価の対象となる教育委員会の職務権限ということで、第21条を掲載しております。それから、この点検と評価の根拠となる第26条、教育に関する事務の管理及び施行の状況の点検及び評価ということで、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするということで掲載をいたしております。

2ページをお開きいただきたいと思います。2ページにつきましては、教育委員会の職務、それから委員名を掲載いたしております。

それから、3ページにつきましては、教育委員会の組織ということで、教育委員会事務局、そして教育機関ということで学校、幼稚園、その下に給食センター、近代文学館、それから附属機関として社会教育委員ほかを掲載いたしております。

4ページになります。4ページにつきましては、平成26年度の一般会計の決算ということで、点検評価につきましては、そのお金の使い道についても必要がありますので、昨年度の数字であります25年、それから26年の比較があったほうがいいということで、今回この表に入れております。それで、教育費の一番上の前年対比ということで、昨年度と比べまして153万4,000円の減額となっております。ほぼ前年度と同じとなっております。

それから、5ページから10ページまで、教育委員会が平成26年度に行ってきた会議の内容を掲載しております。種別、これは定例・臨時、そして年月日、出席委員数。項目については報告、議案、協議。そして、件数、内容。右側には傍聴者の数も記載しております。平成26年4月から平成27年3月までの教育委員会の会議を掲載いたしております。

それから、11ページをお開きいただきたいと思います。

これは評価をするに当たっての方法を記載しております。これは昨年とは変わっておりませ

ん。美里町の総合計画と美里町の学校教育ビジョンとの関連性を踏まえて分類したものです。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページについては、今お話ししましたように、町の総合計画と学校教育ビジョンのかかわりを示したものになります。

それから、13ページにつきましては、実際の点検評価ということで、大項目1の「教育委員会の活動」、そして「管理執行する事務」を記載いたしております。一番下のその他重要事項または異例と認められる事項、これにつきましては学校教育環境審議会から答申を出されておりますので、この内容、この答申を踏まえながら、教育委員会の中で教育環境について協議を行ったということで、記載しております。

14ページから、これは大項目の「政策に係る事務」ということで、中項目第1節「社会教育の充実」、そして小項目の1から5まででございます。評価はほとんどAの「良好」とBの「おおむね良好」であるという評価になっております。

次に、中項目の第2節の学校教育の充実。これも小項目2の「計画的な施設修繕、教育設備の整備充実」、これはC評価ということで不十分であるというような評価をいたしております。

これにつきましては、平成22年度に策定した計画をもとに総合的な計画を行うこととしておりましたが、町内全域の学校を対象とした基本的な考えのもとに再構築する必要があるということで、これにつきましてはやはり学校教育環境整備方針、これを作成しながら計画的な施設整備に当たっていかなければならないということで、C評価といたしております。

次、16ページにつきまして、小項目の4、5。これにつきましては、おおむね達成しているということで、6の「就学前教育の充実」ということで、これはA評価で良好という評価であります。これにつきましては、預かり保育の対象人員を拡大したということ踏まえまして、A評価といたしております。

次に、中項目の第3節、「青少年の健全育成」。これにつきましては、青少年関係になりますが、これはAの良好という評価をしております。

次に、第4節の「文化芸術の振興、伝統文化・文化財の継承」につきましては、小項目1から2、これも良好という評価をいたしております。

次に、中項目の第5節、「社会体育の振興」につきましては、これはおおむねB評価という形で評価をいたしております。

それから、20ページからは、これは学校教育ビジョンの点検評価でございます。小中学校のトータルが出ています。9校ありますので、右側のA、B、Cのところを合わせますと全9

校になります。そういったことで書いております。

以上、雑駁でありましたが説明とさせていただきます。これにつきましては、本日協議をいただきながら、8月に学識経験を有する方の評価委員会で審議をいただきながら、昨年は12月議会でお示ししましたが、今年度につきましては9月議会で議会のほうに提出したいというふうを考えております。以上でございます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問などございませんか。

それでは、僕のほうから。11ページですけれども、11ページの2の教育委員会が管理執行する事務というところで5番目。この「各種教育委員会の任命又は委嘱」というのは、「各種委員会」で、「教育」は要らないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

11ページの囲いに入れられているところ。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 「各種教育委員会の任命または委嘱」は、「各種委員会」ですね、これは。はい、わかりました。

委員長（後藤眞琴君） ほかは何かございますか。

それでは、僕から一つ。14ページですけれども、第1節「社会教育の充実」というところで目標・実績と書いてあるのですけれども、この点検評価というのは良好、Aですよ。それで、実績はそれぞれのライフステージに応じた学習機会を提供したと、具体的にどういうものだったのか全然わかりませんよ。それでA評価になっているのですけれども、これはもうちょっと具体的に書く必要があるのではないかと。次も同じです。「学習ニーズに則した魅力的な学習機会の充実」と。

これも実績は時代とニーズにマッチした事業内容で、それぞれのライフステージに応じた学習の機会を提供したと。具体的には全然何のことか、どんなことかわからないのですけれども、もうちょっとこういうことをやりましたということを、具体的に書いて、それで十分にこれは、みんな自己評価だと思うのですけれども、すごく甘いのではないかと。それから、3も同じです。

それから、20ページです。20ページの上から「1、個性・心」とあり、次に計画的な施設修繕と教材設備の整備、充実というところで、分析考察のところ。これは前にも一度教育委員会で話し合われたことだと思うのです。情報関係に詳しい職員がいないことが挙げられると。これで大丈夫なのですか。評価の理由として、職員数が少なくさまざまな仕事を行う上、情報関係に詳しい職員がいないというようなこと。多分、C評価をしたところのコメントなのではないかと思うのですが。これは事実なのですね。

学校教育専門指導員（岩淵 薫君） これは、パソコン等に精通している人が少ないということで、詳しい人がいる間はいいのですけれども、その人が転勤でいなくなるとなかなか難しいというお話のようでした。ただ、それをここに載せていいかどうかということになってくると、どうなのでしょうかね。

教育長（佐々木賢治君） 8月6日の教育委員評価委員会でそれも評価するのでしょうか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 評価委員会のほうは、この内容を点検するのではなく、教育委員会が自己点検したことが適切であるかどうかを見るのです。ですから、文言一つ一つまでのチェックはいかないということです。

教育長（佐々木賢治君） いま委員長から指摘いただいたことについては、当然チェックしなければならない。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そうですね。事務局から申し上げますと、自己点検評価でございますので、自分たちが今この時点でこれはおかしいのではないかとすることを直すのは、一向に差し支えないと思います。これを直したものを、8月6日の評価委員会のほうにかけるわけでございますので、まだ直す余地は幾らでもあるかと思えます。

教育長（佐々木賢治君） ご指摘いただきたいと思います。ここで即答できない部分については、やっぱり検討を加えると。

委員長（後藤眞琴君） ほか、何かございますでしょうか。

2番委員（成澤明子君） その場所ですが、計画的な施設修繕と教材設備の整備・充実で、トイレのこととか考えると、とてもいい評価というのはどうかなと思うのですが、これは施設の修繕と教材整備が一緒になっているので、教材整備が進んでいけば、BとかAとかになるのかなと思いますので、ここは施設の修繕と教材整備は別な項目にするのはどうなのでしょうかね。

学校教育専門指導員（岩淵 薫君） 評価するほうは、別にしたほうがやりやすいでしょうね。

教育長（佐々木賢治君） 美里町の総合計画と同じように、27年度までこのスタイルでやると。28年度から中身をがらりと変えますので、10年計画でこの教育ビジョン、点検評価をずっとやると。途中で直したのも結構ありますが、27年度はこれを分けたほうがいいのか、ちょっと問題があります。

学校教育専門指導員（岩淵 薫君） 分けるのはちょっと大変です。

教育長（佐々木賢治君） かなり、現在になじまない設問もあったのです。幼稚園が統合しているので、3つの園でどうのこうの、例えばそういった内容等もありまして、その分を削除したのがあります。ただ、ここの部分はずっと一緒にやってきたから、来年度は見直しが必要な

のですよね。

教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) 要するに総合計画が平成27年度、今年度までなので、その評価というのは来年するわけですね。ですから、1年遅れですから、だから総合計画の新しいものが平成28年度からになりますので、29年度からはこれが変わるのかなというふうに思っておりますけれども、とりあえず今までこれでやって来ました。

教育長(佐々木賢治君) 確かに施設修繕と教材は、違いますね。その部分、(1)から(3)に増やすことは可能ですかね。一応、ご意見としてお聞きしますので、よろしくお願いします。

2 番委員(成澤明子君) はい。

委員長(後藤眞琴君) 成澤委員さん、よろしいでしょうか。そのほか何か質問ございませんか。

教育長(佐々木賢治君) これは事務局からで変ですが、回答なしという項目があるのが気になると思います。例えば26ページの5、学習環境の充実(4)、それから(6)が「無2」となっていますね。これは小学校ですか、どっちですか、中学校ですね。中学校は3校なのに、1校しか回答していない。あと2校は回答していないよということですが、回答していなければ追跡回答するように申し入れはありますので、やっぱり後で調べてください。

教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) 数字の間違いは、再確認してください。議会に提出しますと、結構その辺のチェックが厳しいので、学校数とイコールにしていだかないとなかなか説明できません。

教育長(佐々木賢治君) 回答しないところには、回答を求めるように。

委員長(後藤眞琴君) 僕もこれを見ていて、無回答とは何だろうと思いました。ほかに何かございますか。

教育総務課総務係長(高橋博喜君) すいません、資料のページ数の訂正ですけれども、12ページにあります、事前に委員さんに配付した時点でページ数が誤ってありましたので、12ページの上のほうです。

「総合計画」と吹き出しがありまして、その下に「点検・評価対象 P14」、これが「P14から19」の誤りでした。

きょう配付した資料は直っていますけれども、事前配付した資料です。

あと、その下のほうに「学校教育の充実に向けて」というところの下の点検・評価対象「P20から22」が正しいです。

「重点努力事項」に対する矢印のところです。点検・評価対象、これが「P23から27」です。

そして、その次の13ページにあります1の教育委員会の活動の「1.会議の運営」の実績のところでは、4の教育委員会の会議状況、これは「P5から10」が正しいので、訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

委員長（後藤眞琴君） ほか、何かございますでしょうか。

なければ教育委員会の点検及び評価は、今後評価委員会にて検証いただいた上で本件に対する意見をもらい、学識経験者の知見の活用を図ることにいたします。

学校教育専門指導員（岩淵 薫君） すいません、目次の中に「教育相談の実績」を入れなければいけないのかなと思っていました。

どういうものかという、いろいろな就学相談も含めてなのですから、いろいろな方から委員会のほうに寄せられた相談があります。それが、多いほうがいいのか少ないほうがいいのか、判断しかねますが。

あと教育相談員として実際に学校を回って、学期に1回ずつ回っているものですから、1校年3回の9校ありますので、27回学校訪問しているというような形になります。そのほかにもいろいろな相談があって、昨年度の場合は60件から70件近くの相談件数の実績としてあるということで、その一覧表をつけさせてほしいなど。

昨年度の前担当者がそうやって一生懸命やっていたので、入れていいかどうかということとです。

委員長（後藤眞琴君） ぜひ、そのようにしてください。

学校教育専門指導員（岩淵 薫君） はい。

委員長（後藤眞琴君） ほか、何かありますか。それでは、次に入ります。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、点検評価の部分が終了しましたので、関係職員は退席してよろしいでしょうか。

委員長（後藤眞琴） はい。それでは、どうもありがとうございました。

・〔午後6時 高橋博喜教育総務課総務係長は退席〕

協議事項 日程第14 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第14、基礎学力向上・いじめ対策等についての説明をお願いします。

教育長（佐々木賢治君） では、私のほうで、時間がないので、詳しい内容ではなくて事務的なことになろうかと思いますが、まず学力向上関係ですけれども、先日「平成27年度宮城県学

力・学習状況調査」の分析等について資料をお配りさせていただいておりました。それについてはきょうここで協議はできません、時間がありませんので。ですから、次回またお願いしたいということです。

それから、きょうぜひお願いしたいことは、その結果の公表についてです。いわゆる町民、住民への教育委員会としての公表。教育委員会事務局では、全国学力・学習状況調査については公表しますが、県の結果については学校ごとに保護者にどういうふうに知らせるか判断を任せると。学校ごとにやっています、学年便りとかですね。

それで、教育委員会としてやらない大きな理由は、これはあくまでも県の方針にもございませぬけれども、来年度の全国調査対象となる前年の小5年生と中2です。来春に小6と中3が全国の学力・学習状況調査の対象になりますので、その前段として小5とそれから中2の自己状況を把握すると、背景として児童生徒一人一人の学習状況の把握はもとより、今後の指導の学習改善に生かしていく。それから、子どもたちの家庭学習の充実を図ると。

そして、2つ目に、本調査の結果と全国学力・学習状況の結果を関連づけて分析すると。5年生のときはこうだったら、6年生になったらどういうふうになると。そういう意味で5年生、中2の検査を行いますということもあります。つまり、5年生の現時点で子どもたちのまず家庭学習の充実をしっかりとしまししょうと。もちろん学校の授業も重要ですが。それから、各先生方は授業改善、その結果を受けてこう取り組んでいこうと。

そういった狙いをあえて5年生の段階で公表すると、むしろそれがマイナス面にならないのかなというふうに思っております。

そういう考え方でありますが、そのことについて協議をお願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

いま教育長さんから説明のあったことで、何か質問なり意見なりありますか、どうぞ。

教育長（佐々木賢治君） なお、今年で2回目になりますけれども、去年も公表はしませんでした。

委員長（後藤眞琴君） 何かありませんか。では僕から、まず学力・学習状況調査ということで、何のためにやるのかと。それを考えたら、まず子どもたちの現在の学力状況、それから学習状況の現状を、先生方がまず把握することだと思います。それで、それを先生たちの指導に活かすと、それが基本だと思うのです。

そうしたら何で公表する必要があるのだろうと。だから公表する必要は、まずないのでないかと。公表することによるマイナスの面を考えたら、本当にもう競争意識をあおるような、先

生方がどこかで前にありましたように、子どもたちに答えを教えるとか、そういう変なところが出てこないとも限りませんので、これを何のためにやるのかという、そこを押さえてきちんとやっていく。そういうことを考えましたら、公表はすべきでないというふうに僕は考えます。

ほかに何かございますか。

(「はい」の声あり)

なければ、そういうふうになりたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長(佐々木賢治君) ありがとうございます。

それから、いじめにつきましては、岩手県の矢巾町のことでもありまして、やはり教育委員会としましても毎月定例的に調査はしているものの、さらに学校の実態を素早く教育委員会としても把握すると。

問題なのは未然防止、それから起きてしまった場合の対応。それをきちんとやっていきたいなど。今回の大きな反省点は、担任が1人で抱えたと、やはり学校組織としてどうあるべきなのか、その辺をさらに確認をしながら進めていきたいということで、いじめ防止に取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

委員長(後藤眞琴君) そのことについて、何か意見なり発言をお願いします。

僕はやっぱりいじめ問題、矢巾町というのですか、あれを新聞の中で見ていますと、担任の先生がわかっている同僚に話す、それから上司に話す、そういうところがどこか欠けているのではないかと。

それには、多分そういうことがあったら、「あなたが悪いのだよ」、「あなたの指導が悪いのだよ」と評価されるようなことがないのかと。それで、自分の学校でいじめがありましたとなると、「あなたの学校運営が悪いのではないか」というような評価がされていないのかなと、考えてしまう。

そうすると、その担任の先生なり学校なりが、どうしても自分たちだけで解決していこうと、そういう風潮がないのかなという、疑問を特に岩手県の場合を見ていますと感じます。

教育長(佐々木賢治君) いま委員長が言われたとおりです。岩手県の実態はわかりませんが、学校現場に長く勤めていますと、「指導力がないのではないか」とか、不安を感じることは多々あります。ただその先生1人にしないで、やはり違うところで学年とか学校全体のことであり、常々から「風通しのよい職員室」とよく言われますが、その辺は管理職の力量ですね。

ですから、いま委員長さんが言われたように、そのところを話すと自分の指導力を問われるとか、話しづらくなるとか、あなたは管理職だからと注意されるとか、そうなるとやはり全

く良くないと思いますので、その辺は管理職を中心に指示したいと思います。

委員長（後藤眞琴君） よろしくをお願いします。

そのほか、何かございますでしょうか。それでは、僕の不手際で遅くなって申しわけありませんけれども、その他に入ります。

その他 日程第15 中学校運動会の出席者について

委員長（後藤眞琴君） 日程第15、中学校運動会の出席者について説明お願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

その他でございまして、中学校の運動会の出席者についての相談、協議でございます。先ほどの8月行事予定表でも申し上げましたが、8月29日土曜日、町内3つの中学校の運動会が開催されます。これにつきましては、過去の出席者などを踏まえまして、小牛田中学校には教育長、不動堂中学校には委員長と千葉委員、南郷中学校には成澤委員、留守委員に出席していただきたいということで案を出させていただきました。

よろしくご協力のほどお願いしたいと思っております。

4番委員（千葉菜穂美君） 済みません。保護者として出席させてもらえないかなと思ったのですけれども。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それは協議の中で決めていただきたいと思います。

3番委員（留守広行君） できれば、私も同じです。

教育長（佐々木賢治君） 済みませんが、保護者の立場も重々わかりますが、教育委員として開会式のときに前列に並んでいただいて、あとは保護者席にいていただいて結構です。

4番委員（千葉菜穂美） それで、不都合とかありませんよね。

教育長（佐々木賢治君） もちろんです。教育委員さんが運動会に激励に来たと。それは子どもたちにとっても大変励みになりますので、そのときだけプライベートを忘れていただいて、あとは保護者席にいても、何ら問題ないと思いますのでお願いします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。特段、運動会ではあいさつなどがございませんので、いま教育長がお話しになったように、開会式の際に前列のほうに並んでいただいて、開会式終了後、保護者席に戻っていただくということで、よろしいでしょうか。

よろしくご協力をお願いします。

教育長（佐々木賢治君） お願いします。

委員長（後藤眞琴君） お願いしますね。

その他 日程第16 平成27年8月教育委員会定例会の開催日について

委員長（後藤眞琴君） 最後になります。日程第16、8月教育委員会定例会の開催日について相談しますが、事務局からの開催案はございますでしょうか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、8月の行事予定表にまた戻りますが、いま事務局のほうで考えている案が2通りございます。

第1案が、8月24日月曜日の開催。この日は午前中に小中学校の始業式がございますけれども、その日の午後あたりがどうかと。

第2案としまして、8月21日金曜日の午後あたりはいかがでしょうかというのが、事務局の案でございます。この理由としましては、先ほど言ったとおり9月の定例議会の招集告示が24日にされます。それに伴って議会の一般質問などが水曜日に提出される予定でございますが、教育委員会関係は大変議員皆様の見識が深く、質問がたぶん多く出るかと思えます。

その後に教育委員会の開催というのはなかなか難しいことになると思いますので、いま言った24日が第1案、21日が第2案で、事務局案とさせていただきたいと思えます。

委員長（後藤眞琴君） それでは、どちらか都合が悪い方は。

4番委員（千葉菜穂美君） 24日は都合が悪いです。

委員長（後藤眞琴君） 24日は都合が悪いのですね。では、21日はいかがでしょうか。

教育長（佐々木賢治君） 21日は教育長会があるのでは。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 21日は大崎管内校長会研修会が南郷庁舎でありまして、その際に教育長から一言あいさつをいただきたいというような案内があります。

教育長（佐々木賢治君） そうですか、失礼しました。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それで、時間を若干ずらして午後2時からであれば可能かなと考えております。

委員長（後藤眞琴君） では、21日金曜日、午後2時からで。

教育長（佐々木賢治君） できれば、午前中の開催をお願いしたいと思えます。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 21日午前中の開催で、場所は後日確認したうえで決定としてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（後藤眞琴君） そういうことでお願いいたします。ほかは何かございますか。

では、以上で本日の議事は全て終了しましたが、そのほかに何かございませんか。

なければ、これで平成27年7月教育委員会定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

午後 6時15分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年9月30日

署 名 委 員

署 名 委 員